

騒音規制基準関連表

表 1 騒音規制法・条例に基づく特定工場等・特定作業における騒音の規制基準

区域	時間		朝 夕		夜
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 10 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで	
第 1 種区域	50 デシベル		45 デシベル		40 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル		50 デシベル		45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル		60 デシベル		50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル		65 デシベル		60 デシベル

規制基準は、敷地境界線で適用されます

菊池市においては、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・農林省・通産省・運輸省告示 1）第 1 条のただし書きの規定を次のとおり適用する。騒音規制法における第 3 種区域又は第 4 種区域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、第 3 種区域又は第 4 種区域の規制基準の値から 5 デシベルを減じた値とする（条例については適用外）。

表 2 騒音規制法・条例に基づく特定建設作業に関する騒音の規制基準

規制種別	区域	
	1 号 区 域	2 号 区 域
基 準 値	85 デシベル	
作 業 時 刻	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日当たりの 作業時間	10 時間/日を超えないこと	14 時間/日を超えないこと
作 業 期 間	連続 6 日を超えないこと	
作 業 日	日曜日その他休日でないこと	

表 3 騒音規制法・条例特定建設作業の適用除外例

（表 2 の規制が除外される場合、印で示す）

工 事	項 目	作業時間	1 日の当たりの 作業時間	作業期間	作業日
(1) 災害その他非常事態発生時					
(2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要のある工事					
(3) 鉄道又は、軌道運行確保のための夜間工事					
(4) 道路法による道路占用許可、道路交通法による道路使用許可のある場合など					
(5) 電気事業法施行規則による変電所工事					

表 4 条例に基づく音響機器に関する騒音の規制基準

時間 区域	昼 午前 8 時から 間 午後 7 時まで	朝 午前 6 時から午前 8 時まで 夕 午後 7 時から午後 10 時まで	夜 午後 10 時から 間 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	45 デシベル	40 デシベル	35 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	55 デシベル	45 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

表 5 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく自動車騒音の要請限度

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
		昼 午前 6 時から 間 午後 10 時まで	夜 午後 10 時から 間 翌日の午前 6 時まで
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するための必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は、敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は、上表にかかわらず、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。

(注) 1 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分で、道路端において行う。

2 等価騒音レベルにより評価する。

3 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道等をいう。